



# 宮 崎 県 公 報

平成26年 8 月 4 日 (月曜日) 第 2613 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

- 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1
- 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… ( " ) 2

### 告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定…… (国保・援護課) 3
- 道路の区域の変更…… (道路保全課) 3

- 道路の供用の開始…… (道路保全課) 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…… (建築住宅課) 4

### 公 告

- 採石業務管理者試験の実施…… (産業振興課) 4
- 土地改良区の役員の就任の届出…… (農村整備課) 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (7 件) …… ( " ) 4
- 建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令…… (管理課) 8
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…… ( " ) 8

## 規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第39号

#### 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則 (平成10年宮崎県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(森林経営課)</p> <p>第37条 森林経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第96条 西臼杵支庁の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14)～(19) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>林務課</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 190条 農林振興局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 192条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>林務課</p>	<p>(森林経営課)</p> <p>第37条 森林経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 水源地域の保全に関すること。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第96条 西臼杵支庁の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 水源地域の保全に関すること。</u></p> <p>(15)～(20) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>林務課</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p><u>(21) 水源地域の保全に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 190条 農林振興局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 水源地域の保全に関すること。</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 192条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>林務課</p>

(1)～(20) [略]

[略]

附 則

この規則は、平成26年8月20日から施行する。

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年8月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第40号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1～63 [略]	西臼杵支 庁長	1～63 [略] 64 宮崎県水源地域保全条例（平成26年宮崎県条 例第4号）による次の事務 <u>(1) 第8条の規定による相談、助言、指導及 び情報の提供に関すること。</u> <u>(2) 第10条第1項の規定による届出の受理に 関すること。</u> <u>(3) 第10条第3項の規定による届出の受理に 関すること。</u> <u>(4) 第11条第1項の規定による通知に関する こと。</u> <u>(5) 第11条第2項の規定による意見の要求に 関すること。</u> <u>(6) 第12条第1項の規定による報告の徴収に 関すること。</u> <u>(7) 第12条第2項の規定による立入調査及び 質問に関すること。</u> <u>(8) 第13条第1項の規定による助言に関する こと。</u> <u>(9) 第13条第3項の規定による助言に関する こと。</u> <u>(10) 第16条の規定による情報の提供の要求に 関すること。</u>
[略]		[略]	
農林振興 局長	1～25 [略]	農林振興 局長	1～25 [略] 26 宮崎県水源地域保全条例による次の事務 <u>(1) 第8条の規定による相談、助言、指導及 び情報の提供に関すること。</u> <u>(2) 第10条第1項の規定による届出の受理に 関すること。</u> <u>(3) 第10条第3項の規定による届出の受理に 関すること。</u> <u>(4) 第11条第1項の規定による通知に関する こと。</u> <u>(5) 第11条第2項の規定による意見の要求に 関すること。</u>

	[略]		<p>(6) 第12条第1項の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>(7) 第12条第2項の規定による立入調査及び質問に関すること。</p> <p>(8) 第13条第1項の規定による助言に関すること。</p> <p>(9) 第13条第3項の規定による助言に関すること。</p> <p>(10) 第16条の規定による情報の提供の要求に関すること。</p>
[略]	[略]	[略]	[略]

## 附 則

この規則は、平成26年8月20日から施行する。

## 告 示

## 宮崎県告示第 447号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
田中 伸一郎 （鍼灸整骨院 穂 の実） （在宅施術 穂の 実）	都城市安久町7092-1 - A棟 都城市上長飯町34-16	平成26年7月1日
桜井 幸子 （桜井治療院）	都城市下長飯町 791	平成26年7月1日
大川原 義晴 （おおかわら鍼灸 治療院）	都城市都原町9-6	平成26年7月1日
飛松 良平 （飛松鍼灸療院）	都城市上水流町1613- 2	平成26年7月1日
瀬戸山 修 （在宅訪問マッサ ージもみもみ鍼小 屋）	都城市今町8791-11	平成26年7月1日
西平 直路 （はり・きゅう治 療院こうけん堂）	都城市年見町8-17	平成26年7月1日
江藤 隆弘 （えとう整骨院）	延岡市西階町1丁目24 48	平成26年7月10日
宮原 賢一 （ひまわり治療 院）	延岡市幸町1-83	平成26年7月1日
木切倉 裕二 （キリクラ整骨院 ）	小林市堤3125-6	平成26年7月1日
川越 竜宗 （キリクラ整骨院 ）	小林市堤3125-6	平成26年7月1日

)		
富山 満徳 （富山針灸治 療院）	日向市南町37	平成26年7月1日
稲江 充 （稲江鍼灸治 療院）	北諸県郡三股町花見原6- 7	平成26年7月1日

## 宮崎県告示第 448号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年8月4日から平成26年8月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
6	県道	日之影 字目線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字下尾 村8769番9 地先から同 郡同町同大 字同字8764 番2地先ま で	旧	8.0 ~ 27.0	120.5
				新	8.4 ~ 38.0	120.5

## 宮崎県告示第 449号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年8月4日から平成26年8月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
6	県道	日之影 字目線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字下尾 村8769番9 地先から同 郡同町同大 字同字8764 番2地先ま で	平成26年8月4日

宮崎県告示第 450号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年8月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(日南) 26-1	株式会社 丸商建設 代表取締役 榎木田 幸子	日南市大字平野字 五反田4283番11	5.00	35.00	平成26 年7月 22日
			6.00		

公 告

採石法（昭和25年法律第 291号）第32条の13第 1 項の規定により、第43回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成26年8月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の日時  
平成26年10月10日（金曜日）午前10時から正午まで
- 試験の場所  
宮崎市旭 1 丁目 3 番 6 号  
宮崎県庁 6 号館 612号室
- 受験願書の受付期間  
平成26年8月25日（月曜日）から9月12日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。なお、郵送の場合は、9月12日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 受験願書の提出先  
宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号  
宮崎県商工観光労働部産業振興課
- 受験願書の提出方法  
郵送又は持参
- 受験手数料  
8,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 その他

(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部産業振興課において配布する。

郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ5ミリ×30センチ以上）に切手をはり、あて先明記の上、請求すること。

なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部産業振興課（電話0985（26）7095）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宝光院土地改良区（小林市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成26年8月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	吹 田 憲 昭	小林市細野2860番地 3

（任期：平成27年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、竹山夷守土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年8月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	児 玉 健一郎	小林市細野5128番地
理 事	坂 下 勇	小林市細野4874番地 2
理 事	松 田 安 弘	小林市細野4881番地15
理 事	牛 根 清 文	小林市細野5082番地 2
理 事	四 藤 真 悟	小林市細野5347番地
理 事	仮 屋 重 典	小林市細野4912番地
理 事	松 元 眞 一	小林市細野5364番地イ
理 事	重 永 敏 宏	小林市細野5382番地 2
理 事	大河平 正 浩	小林市細野5137番地
監 事	山 下 一 二	小林市細野5147番地
監 事	下玉利 重 明	小林市細野5067番地 1

(任期：平成28年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	松 山 次 春	小林市細野4379番地 5
理 事	坂 下 勇	小林市細野4874番地 2
理 事	谷 山 岩 男	小林市細野5048番地
理 事	梯 馨	小林市細野5099番地
理 事	松 田 俊 重	小林市細野4835番地 4
理 事	開 尾 茂	小林市細野4911番地 5
理 事	松 田 純 俊	小林市細野5350番地
理 事	下玉利 義 和	小林市細野5379番地 2
理 事	関 田 政 利	小林市細野4924番地
監 事	山 下 一 二	小林市細野5147番地
監 事	下玉利 重 明	小林市細野5067番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田代土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年8月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	鶴 内 浩 俊	えびの市大字末永2490番地
理 事	永 田 幸 男	えびの市大字末永2411番地 3
理 事	宮 原 富 雄	えびの市大字末永2316番地口
理 事	新 竹 美 喜 雄	えびの市大字末永2476番地 6
理 事	前 原 和 明	えびの市大字末永2719番地
理 事	樋 渡 政 幸	えびの市大字末永2724番地
理 事	加 藤 利 雄	えびの市大字末永2282番地
監 事	橋 口 一 則	えびの市大字末永2826番地
監 事	池 田 憲 行	えびの市大字末永2307番地

監 事 向 井 勝 之 えびの市大字末永2493番地 2

(任期：平成28年4月29日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	上 野 一 雄	えびの市大字末永2488番地
理 事	永 田 幸 男	えびの市大字末永2411番地 3
理 事	宮 原 富 雄	えびの市大字末永2316番地口
理 事	深 川 静 彦	えびの市大字末永2810番地
理 事	前 原 和 明	えびの市大字末永2719番地
理 事	鶴 丸 政 男	えびの市大字末永2556番地
理 事	永 田 重 信	えびの市大字末永2207番地 2
監 事	加治佐 義 夫	えびの市大字末永2151番地
監 事	永 田 耕 作	えびの市大字末永2292番地
監 事	貴 嶋 俊 介	えびの市大字末永2506番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、長江浦土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年8月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	栗 下 政 雄	えびの市大字西長江浦1554番地
理 事	平 廣 行	えびの市大字西長江浦2002番地
理 事	西 村 彰	えびの市大字西長江浦 603番地
理 事	竹 中 薫	えびの市大字西長江浦 312番地 2
理 事	岩 下 百 年	えびの市大字東長江浦1533番地 1
理 事	畠 田 俊 三	えびの市大字東長江浦 971番地
理 事	明 石 照 秋	えびの市大字東長江浦 243番地
監 事	柗 山 義 臣	えびの市大字西長江浦1560番地

監 事	井 園 甚 市	えびの市大字東長江浦 377番地
-----	---------	------------------

（任期：平成28年5月7日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	栗 下 政 雄	えびの市大字西長江浦1554番地
理 事	平 廣 行	えびの市大字西長江浦2002番地
理 事	竹 中 國 光	えびの市大字西長江浦 456番地 2
理 事	竹 内 忠 司	えびの市大字西長江浦 202番地
理 事	岩 下 百 年	えびの市大字東長江浦1533番地 1
理 事	畠 田 俊 三	えびの市大字東長江浦 971番地
理 事	明 石 照 秋	えびの市大字東長江浦 243番地
監 事	柊 山 義 臣	えびの市大字西長江浦1560番地
監 事	井 園 甚 市	えびの市大字東長江浦 377番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、北部土地改良区（えびの市）の役員の新就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	常 森 賢 二	えびの市大字榎田99番地 1
理 事	山 下 広 志	えびの市大字東川北1405番地
理 事	岩 屋 松 郎	えびの市大字西川北 568番地 3
理 事	竹 下 善 和	えびの市大字東川北1227番地
理 事	小 原 壽	えびの市大字榎田 532番地
監 事	亀 園 政 徳	えびの市大字榎田15番地84
監 事	駒 崎 秀 雄	えびの市大字東川北 852番地

（任期：平成28年5月8日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	常 森 賢 二	えびの市大字榎田99番地 1
理 事	山 下 広 志	えびの市大字東川北1405番地
理 事	岩 屋 松 郎	えびの市大字西川北 568番地 3
理 事	竹 下 善 和	えびの市大字東川北1227番地
理 事	西 園 仲 義	えびの市大字榎田 550番地イ
監 事	亀 園 政 徳	えびの市大字榎田15番地84
監 事	駒 崎 秀 雄	えびの市大字東川北 852番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、千歳・環野土地改良区（小林市）の役員の新就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年8月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	佐々木 勝 則	小林市南西方8785番地
理 事	畠 中 正 次	小林市南西方8405番地
理 事	東 田 正 一	小林市南西方8394番地 2
理 事	小 杉 芳 弘	小林市南西方8421番地
理 事	久 保 雅 人	小林市南西方8775番地
監 事	藤 本 政 嗣	小林市南西方8448番地 1
監 事	佐々木 博 之	小林市南西方8752番地

（任期：平成29年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	佐々木 勝 則	小林市南西方8785番地
理 事	藤 本 政 嗣	小林市南西方8448番地 1
理 事	小 杉 芳 弘	小林市南西方8421番地
理 事	畠 中 正 次	小林市南西方8405番地

理 事	久 保 雅 人	小林市南西方8775番地
監 事	東 田 正 一	小林市南西方8394番地 2
監 事	池 田 一 己	小林市南西方8738番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、下方土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 8 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	東 脇 正	えびの市大字大明司1171番地 1
理 事	横 手 貞 夫	えびの市大字榎田 557番地
理 事	奥 松 厚 徳	えびの市大字坂元35番地 6
理 事	西 脇 信 一	えびの市大字前田1197番地
理 事	塩 屋 八 郎	えびの市大字坂元 134番地 2
理 事	前 田 光 一	えびの市大字大明司 399番地
理 事	朝 広 勇 次	えびの市大字大明司 263番地 3
理 事	馬越脇 泰 二	えびの市大字前田 962番地
理 事	福 元 張 滋	えびの市大字大明司 483番地 1
理 事	田久見 利 秋	えびの市大字大明司1428番地
理 事	尾 山 實 文	えびの市大字大明司 334番地
監 事	外 園 秀 雄	えびの市大字大明司 888番地
監 事	前 田 勝 己	えびの市大字坂元21番地 3

(任期：平成29年 7 月20日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	東 脇 正	えびの市大字大明司1171番地 1
理 事	横 手 貞 夫	えびの市大字榎田 557番地
理 事	北馬越 龍 馬	えびの市大字前田1068番地イ
理 事	西 脇 信 一	えびの市大字前田1197番地

理 事	西 元 征 勇	えびの市大字坂元62番地
理 事	山 毛 政 義	えびの市大字大明司 425番地
理 事	西 壽 生	えびの市大字大明司 131番地
理 事	馬越脇 泰 二	えびの市大字前田 962番地
理 事	堀 添 安 正	えびの市大字大明司 442番地 2
理 事	田久見 利 秋	えびの市大字大明司1428番地
理 事	田 子 達 磨	えびの市大字大明司 405番地 3
監 事	竹 添 忠 幸	えびの市大字前田 956番地
監 事	外 園 秀 雄	えびの市大字大明司 888番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、東内堅土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 8 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	田 方 説 夫	えびの市大字内堅 227番地
理 事	境 田 博 之	えびの市大字内堅 249番地 1
理 事	境 田 正 満	えびの市大字内堅 229番地
理 事	溝 口 秀 一	えびの市大字柳水流 7 番地 7
理 事	山 下 幸 治	えびの市大字内堅 309番地 1
監 事	押領司 良 治	えびの市大字内堅1731番地
監 事	安 楽 清 文	えびの市大字内堅2014番地

(任期：平成30年 4 月29日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	田 方 説 夫	えびの市大字内堅 227番地
理 事	境 田 博 之	えびの市大字内堅 249番地 1
理 事	境 田 正 満	えびの市大字内堅 229番地
理 事	山 口 和 一	えびの市大字向江 391番地 4

理 事	米 満 和 実	えびの市大字内堅1595番地
監 事	押領司 良 治	えびの市大字内堅1731番地
監 事	溝 口 秀 一	えびの市大字柳水流 7 番地 7

建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第28条第 3 項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成26年 8 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 処分をした年月日  
平成26年 7 月25日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号  
株式会社吉田喜五郎商店  
宮崎県宮崎市江平中町 7 - 2  
宮崎県知事許可 (般-26) 第8526号

- 3 処分を受けた者の代表者の氏名  
吉田 信一郎
- 4 処分の内容  
平成26年 8 月 9 日から平成26年 8 月23日までの15日間、機械器具設置工事業に係る営業の営業停止を命じる。  
(注) 「機械器具設置工事業に係る営業」とは、注文者から機械器具設置工事を請け負う営業をいう。
- 5 処分の原因となった事実  
株式会社吉田喜五郎商店は、民間発注の機械器具設置工事において、監理技術者を設置しなかった。  
このことは、建設業法第26条第 2 項に違反し、同法第28条第 1 項第 2 号に該当する。

建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成26年 8 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-22)第 10445号	(有)小野原建設	小野原 安志	宮崎県都城市都北町35 60-12	一般	管工事業、塗装工事業	平成26年 6 月26日付けで廃業した旨の届	平成26年 6 月26日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第 11041号	(有)三協建設	松下 治樹	宮崎県宮崎市大字芳士 3157-1	一般	塗装工事業	平成26年 6 月10日 "	平成26年 6 月10日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-25)第 13175号	宮崎地区建設 (同)	後藤 啓嗣	宮崎県宮崎市別府町 2 -12	一般	しゅんせつ工事業	平成26年 6 月26日 "	平成26年 6 月26日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第3915号	(有)八紘電業	尾崎 義夫	宮崎県宮崎市下北方町花切5678-3	一般	電気工事業、消防施設工事業	平成26年 6 月20日 "	平成26年 6 月20日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第5286号	(株)増田	増田 龍一	宮崎県延岡市無鹿町 1 -2031-45	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成26年 6 月2日 "	平成26年 6 月2日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第8608号	(有)金原産業	金原 恵子	宮崎県えびの市大字浦 1074	一般	土木工事業、とび・土工事業	平成26年 6 月2日 "	平成26年 6 月2日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第 10041号	笠山建築板金	笠山 卓治	宮崎県都城市平塚町41 29-3	一般	屋根工事業、板金工事業	平成26年 6 月11日 "	平成26年 6 月11日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第 12058号	(有)ハウス・デポ・シンドウ	新藤 満司	宮崎県児湯郡川南町大字川南 136 75-93	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	平成26年 6 月25日 "	平成26年 6 月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第 12766号	スカイフォレスト	松浦 進太郎	宮崎県宮崎市大字浮田 1503	一般	造園工事業	平成26年 6 月3日 "	平成26年 6 月3日 (全廃業)